

地方創生移住支援・マッチング支援事業等について

令和2年1月15日

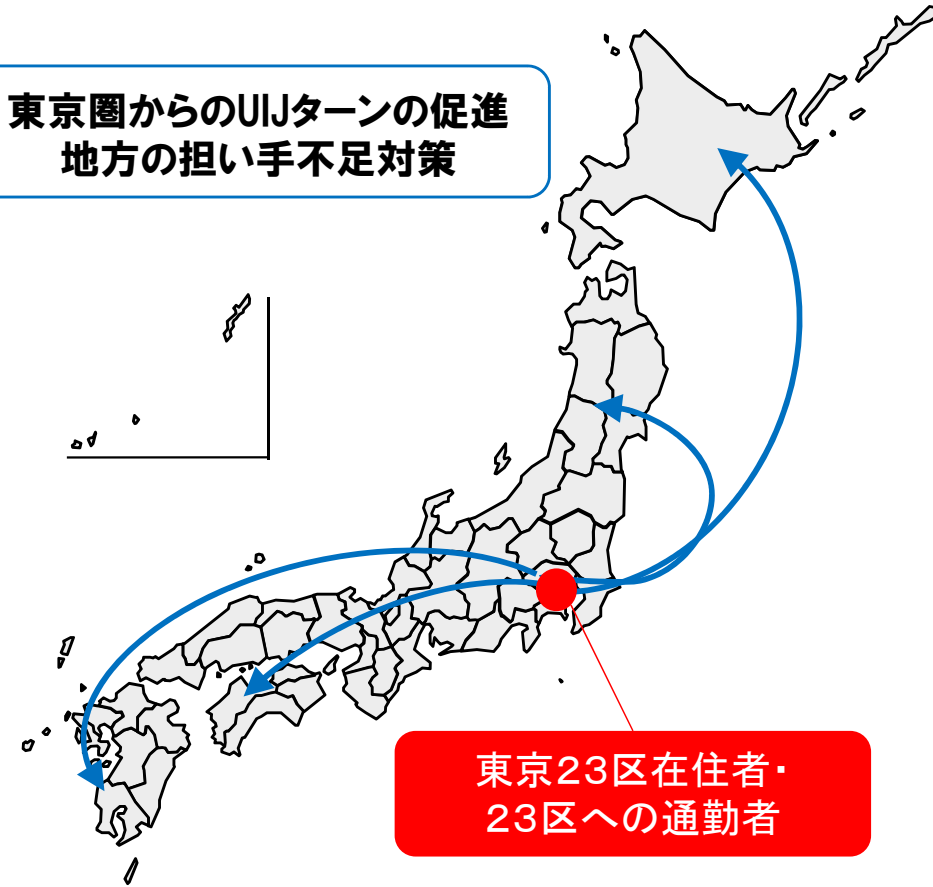
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府地方創生推進事務局

地方創生移住支援事業・地方創生起業支援事業

○ 地方へのUIターンによる起業・就業者の創出等を地方創生推進交付金により支援。

	地方※¹へ移住 (東京23区在住者又は23区への通勤者※ ² が移住)	
地方※¹での就業 (地方公共団体がマッチング支援の対象※ ³ とした中小企業等に就業)	就業した場合 最大100万円	
地方※¹での起業 (地域課題解決に資する社会的事業を起業)	起業した場合 最大300万円 (最大100万円+200万円)	(地方にいたままで) 起業した場合 最大200万円

東京圏からのUIターンの促進
地方の担い手不足対策



東京23区在住者・
23区への通勤者

他 省 庁 との連携

- ＜移住支援と連携＞
 - ・ 移住者を採用した中小企業等に対し、その採用活動に要した経費の一部を助成（厚生労働省）
 - ・ 移住者が住宅の建設・購入を行う場合に、（独）住宅金融支援機構が提供する住宅ローンの金利の引下げ（国土交通省）
- ＜起業支援と連携＞
 - ・ 設備資金及び運転資金について、（株）日本政策金融公庫の融資による支援（中小企業庁）

※1 東京圏の条件不利地域※⁴を含む。

※2 東京圏在住の23区への通勤者のうち、条件不利地域※⁴在住者を除く。

※3 都道府県による移住希望者等と中小企業等のマッチングを支援する仕組みの構築を別途支援。

※4 過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く）。

※5 世帯の場合は最大100万円、単身の場合は最大60万円。

移住支援事業・起業支援事業を実施する道府県一覧

○ 42道府県が1,140市町村と連携して移住支援事業等を実施

	移住支援事業・マッチング支援事業		起業支援事業	新規就業支援事業
		連携先地方公共団体数 (予定を含む) /地方公共団体数		
北海道	○	122 / 179	○	-
青森県	○	40 / 40	○	○
岩手県	○	33 / 33	○	○
宮城県	○	35 / 35	○	○
秋田県	○	25 / 25	○	○
山形県	○	35 / 35	○	○
福島県	○	57 / 59	○	○
茨城県	○	32 / 44	○	-
栃木県	○	25 / 25	○	○
群馬県	○	35 / 35	○	○
埼玉県	○	9 / 9	○	-
千葉県	○	9 / 11	○	-
東京都	-	-	-	-
神奈川県	-	-	-	-
新潟県	○	25 / 30	○	○
富山県	○	15 / 15	○	○
石川県	○	19 / 19	○	○
福井県	○	17 / 17	○	-
山梨県	○	23 / 27	○	-
長野県	○	70 / 77	○	○
岐阜県	○	42 / 42	○	-
静岡県	○	35 / 35	○	○
愛知県	○	50 / 54	○	○

	移住支援事業・マッチング支援事業		起業支援事業	新規就業支援事業
		連携先地方公共団体数 (予定を含む) /地方公共団体数		
三重県	○	21 / 29	-	-
滋賀県	○	11 / 19	-	○
京都府	○	10 / 26	○	○
大阪府	-	-	-	-
兵庫県	○	36 / 41	○	-
奈良県	○	34 / 39	○	-
和歌山県	○	30 / 30	○	-
鳥取県	○	19 / 19	○	○
島根県	○	19 / 19	○	-
岡山県	○	25 / 27	○	-
広島県	-	-	-	-
山口県	○	19 / 19	○	○
徳島県	○	24 / 24	○	-
香川県	○	17 / 17	○	○
愛媛県	○	3 / 20	○	-
高知県	○	34 / 34	○	-
福岡県	○	28 / 60	○	-
佐賀県	○	13 / 20	○	-
長崎県	○	18 / 21	○	-
熊本県	○	45 / 45	○	-
大分県	○	18 / 18	○	-
宮崎県	○	26 / 26	○	○
鹿児島県	○	41 / 43	○	-
沖縄県	-	-	-	-
	42 道府県	(全自治体連携) 23 府県	40 道府県	20 府県

(注1) 事業対象市町村における活用団体数 1,140団体/1,563団体 (活用率 72.9%)

(注2) 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の地方公共団体数は条件不利地域を母数とする。

※ 埼玉県、千葉県の地方公共団体数は条件不利地域を母数とする

地方創生移住支援事業の更なる活用の推進

○地方創生移住支援事業の要件見直し内容

	従前要件	見直し内容
移住者	○東京23区に在住又は通勤していること (<u>直近連続5年以上</u>)	○ <u>直近10年間で通算5年以上</u> 、東京23区に在住又は通勤していること。ただし、 <u>直近1年以上</u> は、東京23区に在住又は通勤していることが必要。
企業	○ <u>本店所在地が東京圏外</u> の地域にある法人	○東京圏に本店があっても、 <u>勤務地限定型社員は対象とする</u> 。
	○官公庁等(<u>第三セクターを含む</u>)でないこと	○第三セクターのうち、 <u>出資金が10億円未満の法人及び地方公共団体から補助を受けている法人は対象とする</u> 。
	○資本金10億円以上の法人でないこと	○資本金10億円以上であっても <u>営利企業でない法人は対象とする</u> 。(例: 社会福祉法人、NPO法人などは対象) ○上記に限らず、資本金概ね50億円までの法人で、 <u>市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める場合は、本事業の対象とする</u> 。

地方移住・就業推進のための民間求人サイトとの連携

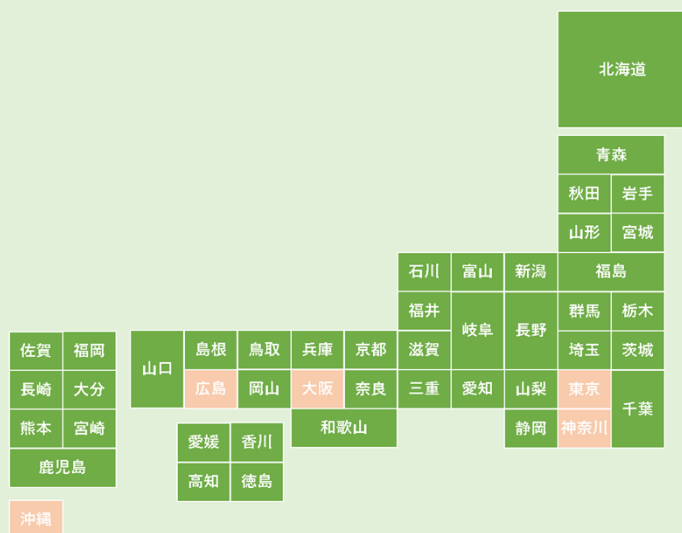
- 東京圏から地方へのUIターンによる就業促進に向け、次の取組により移住者視点での情報提供を充実
 - ✓ 都道府県が行うマッチング支援事業として、地方の中小企業等の求人広告を提供するマッチングサイトの開設などの取組を支援。求人情報に加え、住まいの情報を含む生活情報を参照可能に。
 - ✓ 都道府県による求人情報を民間事業者とも連携して、東京圏の求職者や移住希望者が、一元的に検索できる枠組みを構築するため、平成31年3月29日、民間求人サイト運営会社と連携協力協定を締結。
 - ✓ 令和元年10月29日、民間求人サイトとの連携による一元的な情報検索サービスを開始。

マッチング支援のイメージ

地方創生移住支援事業・マッチング支援事業を活用して
マッチングサイトを開設している都道府県の一覧

地方創生移住支援事業・マッチング支援事業を活用して
移住支援金の対象となる求人等を掲載しているマッチングサイトを開設している都道府県を緑色で表示しています。
緑色の都道府県を選択して都道府県のマッチングサイトをご覧ください。

地方公共団体一覧を見る



➤ 求人情報サイトの開設等を
地方創生推進交付金で支援

官民連携による移住者視点での 情報提供

国

➤ 都道府県の求人情報等の
掲載等について協力要請

都道府県

➤ 民間事業者に地方の中小企業等の
求人広告や住まいの情報を提供

民間求人サイト

➤ 都道府県の求人情報を
一元的に検索

民間求人サイトとの連携（イメージ）

- 地方で働くことに興味のある人が移住支援金を知るきっかけになり、移住の後押しになることが期待される。
- 各都道府県のマッチングサイトを個々に検索することなく、一括して移住支援事業の対象企業の求人情報が得られ、求人検索の利便性が大幅に向上。



Yahoo!しごと検索で希望の地域や職種等を入力

一般の求人に加えて、都道府県のマッチングサイトに掲載した求人情報も表示

都道府県のマッチングサイトへ誘導し登録ができる

求人情報の質と量の充実について

1. 掲載件数について

- マッチングサイトへの求人情報の掲載件数は約7,000件（R元.12.23時点）
- 自治体によりばらつきがあるが、取組自治体の約7割が200件以下の掲載状況。

マッチングサイト掲載求人件数別自治体数

掲載求人数	~100	101~200	201~300	301~400	401~
掲載自治体数	14	15	3	7	3

R元.12.23時点

2. 掲載求人内容について

- 求人情報の内容を分類すると、医療・福祉やWeb開発、土木など専門的・技術的要素を必要とする求人が全体の約6割を超えている。
- 一方、職業構造基本調査における求職者の就業希望職種をみると、サービス職、事務職を希望する者が多く存在し、マッチングサイトの求人職種と就業希望職種のバランスには乖離が生じている状況。

今後、移住・就業を促進するためには、求人掲載数を増加させるとともに、求人内容についてもサービス職、事務職等の掲載割合を増加させ、求職者（移住希望者）の求める求人内容を確保していくことが必要。

移住や関係人口の創出・拡大に取り組む拠点の設置及び強化について

- 地方移住を直接促進する施策を引き続き展開するだけでなく、地域の活力向上や将来的な移住にもつながるよう、地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくるため、特定の地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大にも取り組む。
(第2期総合戦略)

移住や関係人口の創出・拡大に取り組む拠点の設置及び強化について（抜粋）

令和元年12月25日 内閣官房・総務省通知

1. 移住や関係人口のワンストップ窓口の設置等

各市町村においては、移住支援に加え関係人口の創出・拡大も併せて扱うワンストップの総合窓口を設置するなど、施策の一体的かつ効率的な推進を図られたい。

また、各都道府県においても同様に、関係機関と連携した総合的な拠点を設置し、市町村の総合窓口との連携のもと、移住・関係人口の情報の集約や地域ニーズに応えられるような体制整備を図られたい。

2. 移住や関係人口の創出・拡大に向けた取組（例）

- (1) 移住希望者・関係人口等に対する情報発信
- (2) 移住体験の実施や受入地域における移住者・関係人口の受入環境の整備
- (3) 移住希望者・関係人口に対する情報提供・相談対応等や移住者の定住・定着、関係人口の継続的な関与に向けた支援

3. 支援措置

(1) 地方創生推進交付金

特に、地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）においては、地方創生移住支援事業では、移住支援金支給のための事務経費への支援、マッチング支援事業では、関係人口の情報も含めたマッチングサイトの開設・運営や連絡調整の経費等への支援が可能。

(2) 地方財政措置（特別交付税措置）

移住相談会等における委託業務の適切な執行について

- 令和元年12月16日に「地方自治体が開催する移住相談会で、一部の参加者に現金が支払われていた」との報道あり。
 - 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局及び内閣府地方創生推進事務局において、「移住相談会等における委託業務の適切な執行について」の事務連絡を地方公共団体に発出。
-

移住相談会等における委託業務の適切な執行について(抜粋)

令和元年12月17日事務連絡

1. 移住相談会等の開催に当たっての留意事項

移住相談会等の開催に当たっては、単に集客数等を確保するための動員を防ぐ観点から、移住・定住の促進等の目的に照らして効果が上がるものとなるよう留意。

2. 移住相談会等に係る外部委託契約についての留意事項

移住相談会等を外部委託によって開催する場合には、移住に関心のない者に対して金銭等を支給して集客を行うことを認めない旨の条項を設けるなど、適切な契約内容により行うよう留意。

3. 国への報告

地方創生推進交付金を活用して外部委託により移住相談会等を開催し、集客等の業務を行っていた場合において、契約違反と認められる事案が確認され、かつ、実施計画の内容が実施されていないことが明らかになったときは、国へ報告いただくこと。